

粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務仕様書

粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務は下記の仕様に基づくものとする。

記

1. 業務委託場所 所在地 粕屋町若宮一丁目1番1号  
名称 粕屋町立図書館・歴史資料館
2. 業務委託期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
3. 業務委託内容
  - (1) 空調・衛生設備を点検、調整、清掃し、常時安全で良好な運転状態を保つものとする。
  - (2) 冷房使用前と暖房使用前の各時期に点検、調整を各1回以上実施するものとする。
  - (3) 上記以外の保守点検業務として、空調・衛生機器が正常に作動しない時は、随時、適切な措置を行うものとする。
  - (4) 本業務委託は館の運営に支障のないように実施するものとする。
  - (5) 工程表のとりの作業が困難な場合は、打ち合わせのうえ日時を決定し業務に着手するものとする。
  - (6) 作業に必要な消耗品は受託者負担とする。
  - (7) 定期保守点検終了後、すみやかに作業点検報告書を提出すること。
4. 具体的な空調・衛生設備保守点検の対象と作業内容  
詳細な内容は別紙点検仕様書を参照とする。
5. その他
  - ①この業務を遂行するにあたり、知り得た粕屋町立図書館の機密を他に漏らしてはならない。  
又は、他の目的に使用してはならない。
  - ②この契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。  
委託業務の全部又は仕様書において指定したる主たる部分を第三者に委託してはならない。
  - ③契約期間中における粕屋町立図書館からの故障呼び出しにはすみやかに技術員を派遣し、  
点検修理または調整を実施するものとする。原則として、当館からの連絡後1時間以内に  
連絡ができること。この費用は本保守点検に含めるものとする。
  - ④機械設備等に関する技術的責任は、すべて受託者が負うものとし、点検並びに修理作業に  
対する指揮監督は受託者において行う。
  - ⑤業務履行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）のため、必要を生じた  
費用は受託者が負担する。ただし、その損害が粕屋町立図書館の責に帰する事由による場  
合は、粕屋町立図書館が負担するものとし、その額は協議して定める。
  - ⑥現場責任者を選任し、粕屋町立図書館に報告すること。
  - ⑦仕様書に明記なき内容についても運転に際し必要な点検作業については、受託者にて実施  
するものとする。
  - ⑧天災及びこれに準ずる事故による破損修理は本保守作業実施範囲外とする。
  - ⑨本仕様書に明示していない事項及び仕様に変更がある場合、並びに業務委託上の疑義が生  
じた場合は、その都度協議の上、文書により取り決めるものとする。